

5月からポジティブリスト制度 が始まりました

食品中に残留する農薬等を規制する仕組みが変わりました

ポジティブリスト制度
(改正食品衛生法)とは？

食品に残留する農薬等については、食品衛生法により残留基準が設定され、残留基準を超える食品の流通が規制されています。しかし、これまで残留基準が設定されていない農薬には規制がなく、輸入農作物の激増の中で問題になっていました。そこで、平成15年5月に改正された食品衛生法により、平成18年5月29日から、一律に定められた基準(0.01ppm)を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止する制度「ポジティブリスト制度」が導入されることとなりました。

食品に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入

従来の規制

農薬、飼料添加物および動物用医薬品

残留基準が定められているもの

250 農薬、33 動物用医薬品等に残留基準を設定

残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止

残留基準が定められていないもの

農薬等が残留していても原則販売禁止等の規制はない

ポジティブリスト制度(平成18年5月29日施行)

農薬、飼料添加物および動物用医薬品

残留基準が定められているもの
799 農薬等

ポジティブリスト制度の施行までに、食品衛生法第11条第1項に基づき、農薬取締法に基づく基準、国際基準、欧米の基準等を踏まえた基準を暫定的に設定

+

農薬取締法に基づく登録等と同時の残留基準設定など残留基準設定の促進

残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止

残留基準が定められていないもの

人の健康を損なう恐れのない量として厚生労働大臣が一定量を告示

一定量(0.01ppm)を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止

厚生労働大臣が指定する物質

人の健康を損なう恐れのないことが明らかであるものを告示

65 物質

ポジティブリスト制度の対象外

ポジティブリスト制度への対応は？

○農薬使用基準を遵守しましょう！

使用前には必ずラベルを確認しましょう。



①登録番号
登録番号のない農薬は使用できません。

②適用作物
適用のない作物には使用できません。

③希釈倍数・使用量
規定の濃度または使用量以下で使用しましょう。

④使用時期
使用可能な時期で使用しましょう。

殺菌剤 ①農林水産省登録〇〇〇〇号
ABC水和剤 成分 △△………□□%

適用と使用方法

②作物名	使用病害虫	③希釈倍数	④使用時期	使用回数
温州みかん	貯蔵病等	2,000倍	収穫14日前まで	5回以内
ナシ	黒星病	1,500倍	収穫前日まで	—

※使用基準は変更されることがあります。使い慣れた農薬でも必ずラベルを確認してから使用しましょう。

○ドリフト(飛散)低減に努めましょう！

ドリフトとは目標作物以外に農薬が飛散する現象で、ドリフトによって隣接した作物から基準値を超える農薬が検出されると流通できなくなるため、ドリフトしないよう十分な注意が必要です。

ドリフト(飛散)防止のための対策

- 風の弱い時、風向きに注意して散布する。
- 作物に接近し、適量を散布する。
- 適切なノズル、適正な圧力で散布する。
- タンク、ホースの洗浄を徹底する。
- 隣接作物栽培者と連携する。
- 遮へいシート・ネットを利用する。



用途に応じて切り替える
スイッチ・ノズル

農薬安全使用に関する問合せ先

県農政部経営技術課植物防疫・農薬監視係 ☎ 096-333-2383
県病害虫防除所 ☎ 096-248-6490
県宇城地域振興局農業普及指導課 ☎ 32-2111 (代表)

○宇城市役所農政課 ☎ 32-1111 ○三角支所産業課 ☎ 53-1111
○不知火支所産業課 ☎ 33-1111 ○小川支所産業課 ☎ 43-1111
○松橋市民センター産業課 ☎ 32-1111 ○豊野支所産業課 ☎ 45-2111